

8-3 交流を支える交通ネットワークの充実

競争力の高い富士山静岡空港の実現

新ビジョン体系	8-3 (3)	担当部局	スポーツ・文化観光部 空港管理課、空港振興課
---------	---------	------	------------------------

これから、政策8-3、交流を支える交通ネットワークの充実のうち、
(3) 競争力の高い富士山静岡空港の実現について、説明いたします。

お手元に施策調書を御用意して視聴をお願いします。

❖ 目 標

■富士山静岡空港の路線の充実、利便性の向上を図り、利用を拡大します。

❖ 施策に関する指標

成果指標	基準値	現状値	目標値	区分
富士山静岡空港の利用者数	(2016年度) 61.1万人	(2020年度) 11.7万人	85万人	基準値 以下

活動指標	基準値	現状値	目標値	区分
富士山静岡空港の利用促進を目的とするサポーターズクラブ会員数	(2016年度) 44,411人	(2020年度) 46,838人	47,000人	○
富士山静岡空港のビジネス利用促進を目的とする企業サポーターズクラブ会員数	(2016年度) 1,266社	(2020年度) 1,694社	2,000社	○
富士山静岡空港を利用した教育旅行数	(2016年度) 71件	(2020年度) 30件	75件	●
航空関連施設等立地件数	—	(2018～2020年度) 累計2件	(2018～2021年度) 累計3件	○

まず1ページを御覧ください。

本施策は、「富士山静岡空港の路線の充実、利便性の向上を図り、利用を拡大すること」を目標に掲げています。

この目標を達成するため、「成果指標」によって施策の効果を測り、「活動指標」によって施策の進捗状況を確認していくことで、継続的な施策の改善を図り、施策展開に反映しています。

❖ 施策推進の視点・主な取組

👉 **視点1 空港の民営化と適切な業務履行の確保**

① 空港の機能と利便性の向上

公共施設等運営権制度を活用した新しい運営体制の下で、県と運営権者が連携し、競争力の高い富士山静岡空港を実現します。県は、モニタリングを実施して運営権者が空港を適切に運営し、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促します。

👉 **視点2 交流を支える航空ネットワークの維持・強化**

② 航空ネットワークの充実と利用拡大

国内外との交流拡大や県内経済の活性化を図るため、富士山静岡空港の航空路線の充実と利用拡大に向けた取組を進めます。

👉 **視点3 空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組**

③ 空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進

運営権者と連携し、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進し、富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展につなげます。

本施策では、「空港の民営化と適切な業務履行の確保」、「交流を支える航空ネットワークの維持・強化」、「空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組」という視点から、空港利用の促進を実施しています。

1 現状・課題と県の施策

【現状・課題 1】

- 富士山静岡空港では、2019年4月、公共施設等運営権制度を活用した新しい運営体制に移行し、運営権者による空港運営が始まりました。
- 県は、運営権者による事業の実施状況についての的確にモニタリングを行うことが必要です。

視点 1 空港の民営化と適切な業務履行の確保

- 県は、運営権者による事業の実施状況についてモニタリングを行い、運営権者が空港を適切に運営し、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促していきます。

主な取組➡ ①空港の機能と利便性の向上

次に、2ページをご覧ください。

現状・課題と県の施策について、ご説明します。

まず、現状と対応すべき課題です。

ひとつめは、富士山静岡空港は、公共施設等運営権制度を活用した運営権者による空港運営が始まったことから、県は、運営権者による事業の実施状況についての的確にモニタリングを行うことが必要となることです。

県では、空港の民営化と適切な業務履行の確保という視点で、運営権者の適切な運営と、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促していきます。

1 富士山静岡空港の概要

◆名称	静岡空港 (愛称：富士山静岡空港)
◆設置管理者	静岡県（地方管理空港）
◆運営権者	富士山静岡空港株式会社
◆位置	牧之原市・島田市
◆管理面積	約 190ha (周囲部含む全体:約 500ha)
◆開港日	2009年6月4日
◆滑走路	長さ 2,500m
◆運用時間	7時30分から 22時 (14.5時間)



1、富士山静岡空港の概要について、御説明します。
2009年6月4日に開港し、牧之原市・島田市に位置しています。静岡県が地方管理空港として設置し、現在は運営権者として富士山静岡空港株式会社が運営しています。

2 富士山静岡空港の設置目的と有用性

<設置目的>

静岡県の優位性を高め、産業の立地、雇用の拡大、観光の振興など、県民経済の健全な発達と県民生活の向上に寄与するため

<主な有用性>

- 航空ネットワークの形成
⇒国内の遠隔地はもとより、中国・韓国・台湾との直接交流が可能になっています。
(参考：P.7 就航状況)
- 地域経済への貢献
⇒ 訪日外国人による県内での消費等により、2009年の開港から2019年度末までの経済波及効果の累計は3,117億円と推計されています。
- 地震・防災対策
⇒ 大規模な広域防災拠点として、警察・消防・自衛隊等の救助活動拠点、災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点等に活用されます。

2、富士山静岡空港の設置目的と有用性について、御説明します。

静岡県の優位性を高め、産業の立地、雇用の拡大、観光の振興など、県民経済の健全な発達と県民生活の向上に寄与することを目的とし、「航空ネットワークの形成」、「地域経済への貢献」、「地震・防災対策」などの有用性が挙げられています。

3 富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入の目的

・行政による空港「管理」から、民間による空港「経営」への転換

①空港の更なる活性化と県内経済発展への貢献

民間のノウハウ、ネットワークによる空港運営に止まらない幅広い事業展開や空港と地域資源を活かした観光誘客や産業交流の促進

②県民の利便性と利用者満足度の向上

民間の創意工夫と臨機応変な営業活動による航空路線の充実や利用者の要望に応じた迅速な改善対応による空港内サービスの向上

③県民負担の軽減

空港の経営に関する業務・収支の一元化による効率化と収益力向上に伴う県費投入の削減

次に、3ページをご覧ください。

3、富士山静岡空港における公共施設等運営権制度導入の目的について、御説明いたします。

行政による空港「管理」から、民間による空港「経営」への転換として、民間のノウハウ、ネットワークを活かした「空港の更なる活性化と県内経済発展への貢献」、航空路線の充実や利用者の要望に応じた迅速な改善対応等の「県民の利便性と利用者満足度の向上」、空港の経営に関する業務・収支の一元化による効率化と収益力向上に伴う県費投入の削減による「県民負担の軽減」を目的としています。

4 富士山静岡空港の公共施設等運営権制度の概要		
事業開始：2019年4月1日		
事業 範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者は、空港運営に係る業務（滑走路等の基本施設及び旅客ターミナルビルの管理運営等）を一体的に実施 ・運営権者は、着陸料その他の料金を自ら設定・収受 ・対象の事業場所は、空港設置管理条例に基づき公示された空港区域 	
事業 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・当初20年間(オプション延長20年以内、不可抗力等による延長含め最長45年間) 	
更新 投資	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本である空港の基本的機能や安全性を維持するため、基本施設等の更新投資費用は、県が定める金額を上限（債務負担行為限度額：24.54億円）に県が一部負担 ・旅客ターミナルビル等の更新投資費用は、運営権者が全額負担 	
	分類	費用負担
	滑走路等	滑走路、誘導路、エプロン、飛行場灯火 提案により運営権者全額負担
	滑走路等を除く空港基本施設等	場周道路、場周柵、消防庁舎、電源局舎 県90%(上限24.54億円) 運営権者10%
旅客ビル施設等	旅客ターミナルビル、駐車場、石雲院展望デッキ 運営権者全額負担	
<ul style="list-style-type: none"> ・重要備品(県所有消防車両等)の更新・修繕は、県が実施し、運営権者が10%費用負担 		
運営権 対価	<ul style="list-style-type: none"> ・10億円（運営権者が県に一括払） 	

4、富士山静岡空港の公共施設等運営権制度の概要について御説明します。

運営権者は、空港設置管理条例に基づき公示された空港区域内において、空港運営に係る業務、滑走路等の基本施設及び旅客ターミナルビルの管理運営等を一体的に実施し、着陸料その他の料金を自ら設定・収受します。

期間は、当初20年間ですが、オプション延長20年以内、不可抗力等による延長含め、最長45年間としています。

5 県と運営権者の役割分担

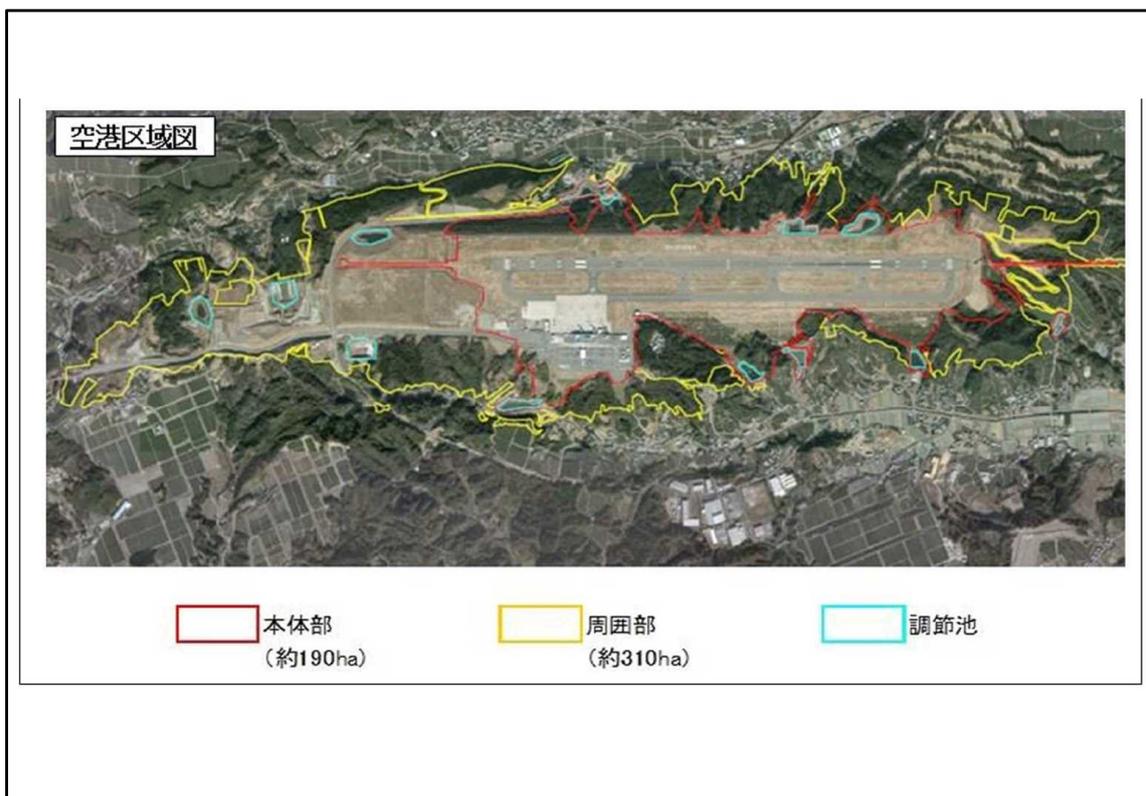
業務区分	導入前	導入後
空港本体部の運営 (料金収受、土地・施設貸付、空港運用、警備、 消火救難等)	県 (指定管理者)	運営権者
空港本体部の維持管理(維持・点検) (清掃、除草、施設の点検・応急補修等)	県 (指定管理者)	運営権者
空港本体部の維持管理(更新投資) (施設の更新・修繕)	県	運営権者 (県一部費用負担)
空港周囲部の運営・維持管理	県	県
航空機騒音相談窓口、航空機騒音調査	県	運営権者
環境調査(航空機騒音調査除く)	県	県
地元への情報提供・説明	県	県・運営権者
航空機騒音対策	県	県
隣接地域振興事業に対する助成	県	県
就航促進・利用促進(二次交通含む)	県	県・運営権者
運営権者の事業実施状況の確認・評価	-	県

次に4ページをご覧ください。

5, 県と運営権者の役割分担について、御説明いたします。

表をご覧ください。

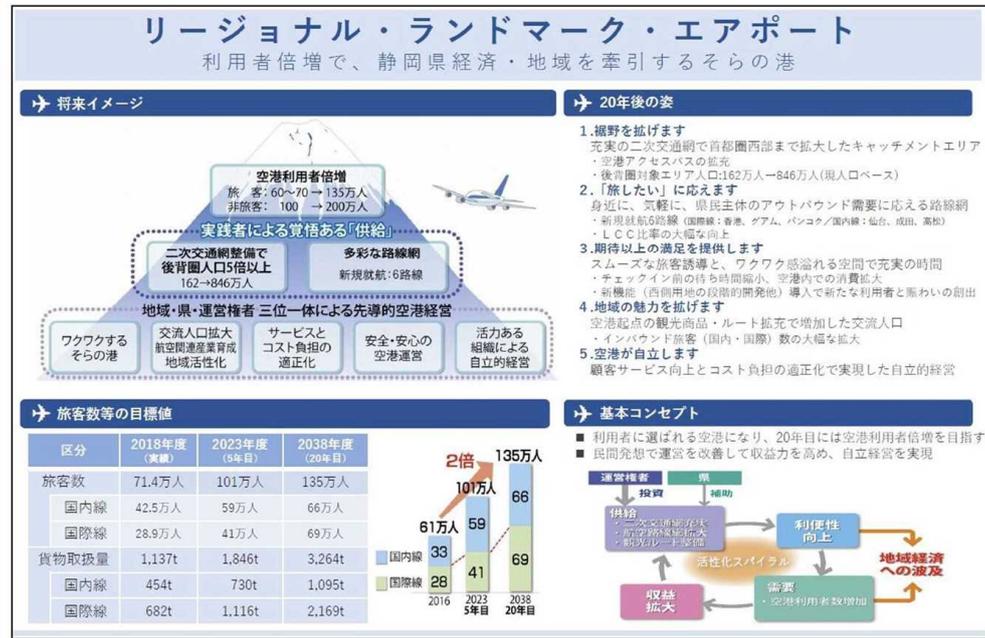
公共施設等運営権制度導入前と導入後の業務の割り当ては表のとおりです。空港本体部の運営や維持管理など、多くの業務を運営権者が実施することになります。



こちらの図は、空港の区域図です。本体部と周辺部合わせて、約500haあります。

6 運営権者のマスタープラン

- 運営権者は、事業開始日（2019年4月1日）から2039年3月31日までの20年間における全体計画を公表しています。



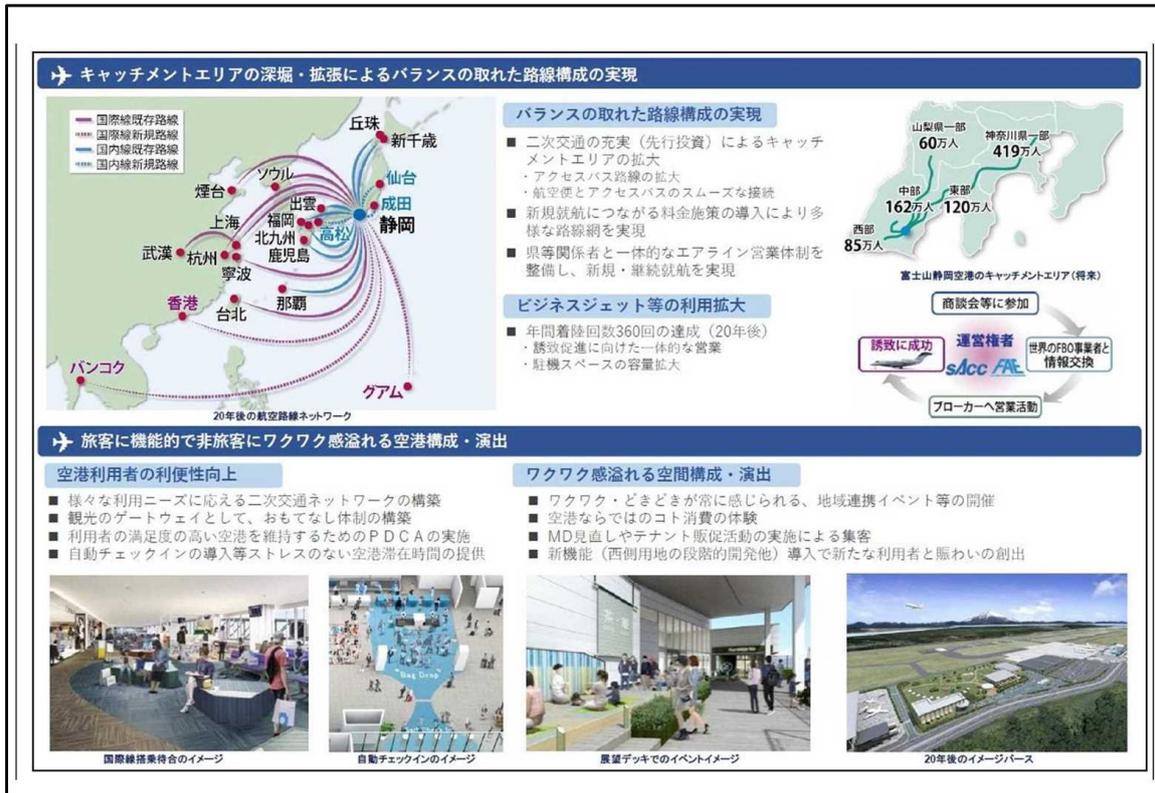
次に、5 ページをご覧ください。

6、運営権者のマスタープランについて、御説明いたします。

運営権者は、事業開始日の2019年4月1日から2039年3月31日までの20年間における全体計画を公表しています。

下の図は計画の概要です。

「リージョナル・ランドマーク・エアポート、利用者倍増で、静岡県経済・地域をけん引する、そのの港」を掲げ計画しています。



基本コンセプトは、「利用者に選ばれる空港になり、20年目には空港利用者倍増を目指す」、「民間発想で運営を改善して収益力を高め、自立経営を実現」の二つです。

地域等との連携による交流人口拡大と航空関連産業の誘致・拡充の牽引

地元企業・NPOとの協業、県及び市町との連携

- 国内外インバウンドを県内観光資源へ誘客
 - ・地域の観光資源と連携した観光商品の開発
- 航空関連産業の誘致や育成に空港運営者として協力
- 地域の広告塔・交流拠点としての空港の活用



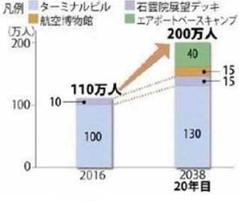
地域観光資源と連携した観光商品例(富士山周遊フライト)

空港西側用地の利活用

- エリア全体のまちづくりをプロデュースし、見学者を含む空港利用者数(搭乗者除く)200万人の達成を目指す
- 空港の成長に合わせた段階的な開発を実施
 - ・エアポートホテルの誘致他



西側用地のイメージ



見学者を含む空港利用者(搭乗者除く)
※航空博物館は、県による誘致を想定

運営の効率・高度化

安全・安心の確保

- 航空の安全確保及び空港の保安
 - ・全体が一丸となった万全の安全・保安管理体制の構築
 - ・社員の経験・知見を活かした安全・安心な空港運営
- セルフチェックの実施方法及び実施体制
 - ・複層的なセルフチェック体制による客観性の確保

運営の効率化・施設の長寿命化

- 運営の効率化
 - ・機械化・IT化の積極的な推進
 - ・蓄積データの有効活用による効率的な運営
 - ・コスト削減と業務品質向上の両立を実現
- 施設の長寿命化及び更新投資の効率化
 - ・耐久性を向上させる更新投資の実施による長寿命化の実現
 - ・優先順位を考慮した合理的な点検・修繕
- 事業の適正な実施の確保
 - ・「セルフモニタリング委員会」の設置
 - ・複層的な体制での評価による継続的に業務を改善

更新投資計画

品質確保を最優先とした更新投資

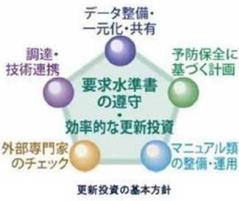
- 品質確保を最優先とした効率的な更新投資を実施
- 予防保全の考え方に基づく長期修繕計画の策定

将来需要を見据えた先行的な投資

- 将来需要を見据えた先行投資の実施
- 機能・利便性の向上により生み出される収益を再投資する好循環の実現

更新投資計画

- 更新修繕 61.2億円(20年間)
- 更新修繕のうち頭負担額 22.3億円
- 拡張 28.2億円
- ※税抜き



更新投資の基本方針

次に6ページをご覧ください。

6ページも全体計画の概要の続きです。

民間事業者ならではの発想を活かした全体計画として、空港の将来像や、それに向けて必要なこと、今後の見通し等について記載した計画を策定しています。

【現状・課題 2】

- 富士山静岡空港の航空路線の充実と利用拡大に取り組み、運営権制度を導入した2019年度には、富士山静岡空港の利用者数が過去最高の73.8万人となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年1月以降、国内線・国際線ともに欠航が発生し、利用者数は減少しました。
- ウィズコロナ期の新しい生活様式への変化を見据え、旅行形態の変化（団体ツアーから個人型）やデジタル化（店舗販売からネット販売へのシフト）に対応した取組を行うことが必要です。

視点2 交流を支える航空ネットワークの維持・強化

- 県、運営権者である富士山静岡空港株式会社、富士山静岡空港利用促進協議会の三者による「富士山静岡空港航空営業戦略会議」において目標等を共有し、三者が連携して、それぞれの強みを活かした利用拡大の取組を進めます。

主な取組➡ ②航空ネットワークの充実と利用拡大

次に、7ページをご覧ください。

現状と対応すべき課題のふたつめです。
運営権制度を導入した2019年度には利用者数が過去最高となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により欠航が相次ぎ、利用者数は減少しています。ウィズコロナの新しい生活様式への変化を見据え、旅行形態の変化やデジタル化に対応した取組が必要です。

県では、「交流を支える航空ネットワークの維持・強化」という視点で、県、運営権者、富士山静岡空港利用促進協議会の三者による「富士山静岡空港航空営業戦略会議」において目標等を共有し、三者が連携して利用拡大の取組を進めています。

1 富士山静岡空港の就航状況 [2021年夏ダイヤ(2021.3.28~10.30)]

	航空会社	路線	運航頻度	備考
国内線	フジドリーム エアラインズ	丘珠(札幌)線	1 往復/日	6/17~9/6 は、増便により 2 往復/日運航
		出雲線	1 往復/日	
		鹿児島線	1 往復/日	
		福岡線	4 往復/日	
	全日空	新千歳線	1 往復/日	期間運航(運航日 4/29~5/5、7/16~8/31、 ほか特定日)
		沖縄線	1 往復/日	
2 社 6 路線 63 往復/週				航空会社・路線・運航数は、ANA 便も含む
国際線	チェジュ航空	ソウル線	3 往復/週	
	北京首都航空	杭州線	2 往復/週	
	チャイナエアライン	台北線	2 往復/週	
	3 社 3 路線 7 往復/週			※国際線は全便欠航
合計 5 社 9 路線 70 往復/週				

1、富士山静岡空港の就航状況について御説明します。

2021年夏ダイヤにおいて、

国内線は、2社6路線。フジドリームエアラインズの4路線、全日空の2路線があります。

国際線は、3社3路線。チェジュ航空、北京首都空港、チャイナエアラインのがそれぞれ1路線ずつあります。



こちらの図は路線の概要図です。

2 富士山静岡空港の利用者数

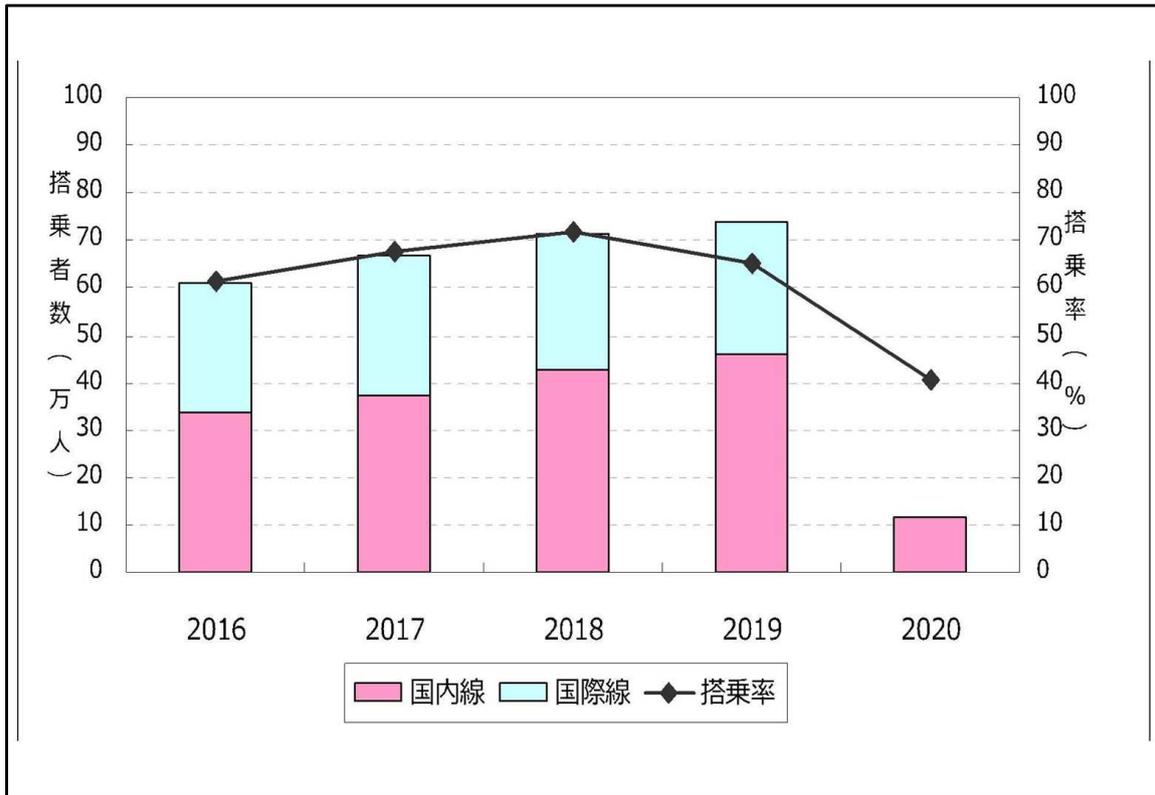
- ・富士山静岡空港の利用者数は、2018年度に70万人台に、2019年度には過去最高の73.8万人となりましたが、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、路線の欠航が発生し、2020年度は国際線が全便欠航となるなど、利用者数は11.7万人となりました。

年度	2016	2017	2018	2019	2020
国内線(人)	334,902	375,322	425,451	462,297	117,240
国際線(人)	276,459	294,724	288,788	275,643	0
合計(人)	611,361	670,046	714,239	737,940	117,240
搭乗率(%)	61.6	67.5	71.7	65.0	40.7

次に8ページをご覧ください。

2、富士山静岡空港の利用者数について、御説明します。

富士山静岡空港の利用者数は、2018年度に70万人台に、2019年度には過去最高の73.8万人となりましたが、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、路線の欠航が発生し、2020年度は国際線が全便欠航となるなど、利用者数は11.7万人となりました。



グラフはその推移状況をあらわしたものです。

3 富士山静岡空港航空営業戦略会議

(1) 概要

静岡県、富士山静岡空港株式会社及び富士山静岡空港利用促進協議会は「富士山静岡空港航空営業戦略会議」を設置し、富士山静岡空港の就航路線の拡大及び利用者増大に向けて、目標等を共有し、連携して推進しています。

(2) 会議の構成

	所属	職名
構成員	静岡県	副知事（議長）、スポーツ・文化観光部長
	富士山静岡空港株式会社	社長
	富士山静岡空港利用促進協議会	静岡県商工会議所連合会専務理事

次に9ページをご覧ください。

3、富士山静岡空港航空営業戦略会議について、御説明します。

「富士山静岡空港航空営業戦略会議」は、静岡県、運営権者及び富士山静岡空港利用促進協議会の三者が、富士山静岡空港の就航路線の拡大及び利用者増大に向けて、目標等を共有し、連携して推進しています。

(3) 令和2年度実績

項目	内容
会議	本会議 2回 (6/15、11/5) 幹事会 4回 (6/2、6/10、10/1、10/21)
協議概要	<ul style="list-style-type: none">■ 令和2年度の取組<ul style="list-style-type: none">① 安心安全の空の旅に関する情報発信② 教育と組み合わせた遊覧チャーター利用の働きかけ③ ビジネス利用の更なる取り込み■ 令和3年度の方向性<ul style="list-style-type: none">① ウィズコロナ期における利用者の確保<ul style="list-style-type: none">・ SNS等を活用した情報発信・ 航空会社等と連携したプロモーションの実施・ 地元観光資源を組み合わせた旅行商品の展開 など

令和2年度は、安心安全の空の旅に関する情報発信、教育と組み合わせた遊覧チャーター利用の働きかけ、ビジネス利用の更なる取り込み、などを実施しました。

令和3年度の方向性としては、ウィズコロナ期における利用者の確保として、SNS等を活用した情報発信、航空会社等と連携したプロモーションの実施、地元観光資源を組み合わせた旅行商品の展開などを実施していきます。

【現状・課題3】

- 富士山静岡空港を拠点とした地域の魅力づくりを推進するため、空港西側県有地において格納庫の整備を促進するとともに、空港西側県有地全体のゾーニングや土地利用イメージを「富士山静岡空港西側県有地活用方針」として取りまとめ、2020年10月に公表しました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大による民間事業者の進出意欲の低下が懸念されることから、民間事業者の意向等を踏まえつつ、「富士山静岡空港西側県有地活用方針」を基に、脱炭素社会への対応等、空港周辺の更なる発展のため、県有地の計画的な整備が必要です。

視点3 空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組

- 運営権者と連携し、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進し、富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展につなげます。

主な取組➡ ③空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進

次に10ページをご覧ください。

現状と対応すべき課題のみつつめです。

富士山静岡空港を拠点とした地域の魅力づくりを推進するため、空港西側県有地のゾーニングや活用方針について、2020年10月に「富士山静岡空港西側県有地活用方針」として公表しました。新型コロナウイルスの感染拡大による民間事業者の進出意欲の低下に対策をしつつ、脱炭素社会への対応等、空港周辺の更なる発展のため、県有地の計画的な整備が必要です。

県では、「空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組」という視点で、運営権者と連携し、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進し、富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展につなげていきます。

1 富士山静岡空港西側県有地の活用状況			
使用形態	区分	面積 (ha)	経緯及び現状
運営権者設定範囲外 (県管理)	原子力防災センター	1.0	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所の事故を契機に、既存のオフサイトセンターと環境放射線監視センターの機能を移転、合築（静岡県危機管理部） ・2016年3月に施設完成、10月から運用開始
	多目的用地①	2.0	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年度に、災害時における応援部隊等の活動用地として整備（静岡県危機管理部） ・2016年度以降、自衛隊後方支援部隊の訓練に使用
	多目的用地②	5.0	<ul style="list-style-type: none"> ・2017～2018年度に、災害時における応援部隊等の活動用地として整備し、各種訓練等に使用（静岡県危機管理部）
	太陽光発電用地	2.0	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年度に事業者公募し、(株)ザ・トーカイを選定 ・2014年12月に施設完成、稼働開始
運営権者設定範囲内 (運営権者管理)	格納庫用地①	0.6	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度に事業者公募し、静岡エアコミュータ(株)(現 F A E : (株)アドリームアビエーション(株))を選定 ・2014年7月に小型機の格納庫事業を開始
	格納庫用地②	0.3	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度に事業者公募し、静岡エアコミュータ(株)を選定 ・2019年4月にヘリコプター整備(MRO)事業を開始
	格納庫用地③	0.2	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度に事業者公募し、シークエンス航空(株)(現 J B A : (株)Japan Biz Aviation)を選定 ・2019年8月にヘリコプター遊覧飛行事業を開始(2019年12月から休止中)
小 計		11.1	

1、富士山静岡空港西側県有地の活用状況について御説明いたします。

富士山静岡空港西側県有地の現在の状況は表のとおりです。
 県管理の原子力防災センターや運営権者管理の格納庫用地があり、合計で11.1haの面積があります。

	<p>2 整備された格納庫</p> <p>格納庫用地①</p>  <p>格納庫用地②</p>  <p>格納庫用地③</p> 	
--	--	--

次に11ページをご覧ください。

2、整備された格納庫について御説明します。

写真は3つの格納庫です。運営権者が管理しています。

現状と対応すべき課題については、以上です。

2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	(航空ネットワークの充実と利用拡大) ・ 交流の基盤となる航空路線の維持確保 ・ 交流拡大や自治体連携による就航促進及び利用促進 (空港の機能と利便性の向上) ・ 空港周囲部の運営・維持管理 ・ 運営権者の事業実施状況の確認・評価(モニタリング) (空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進) ・ 民間活力を活用した空港西側県有地(運営権設定対象区域外)の整備促進
市町	(航空ネットワークの充実と利用拡大) ・ 空港を活用した地域間交流の促進 (空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進) ・ 県及び運営権者と連携した空港周辺の賑わいを創出
運営権者	(航空ネットワークの充実と利用拡大) ・ セールスプロモーションや民間連携による就航促進及び利用促進 (空港の機能と利便性の向上) ・ 空港本体部の運営、施設の更新や修繕を含む維持管理 ・ 事業の全体計画に沿った事業実施 (空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進) ・ 空港西側県有地(運営権設定対象区域内)の段階的開発

次に12ページをご覧ください。

ここでは、施策に関する県と市町、民間等との役割分担について説明します。

県は、交流の基盤となる航空路線の維持確保、運営権者の事業実施状況の確認・評価、民間活力を活用した空港西側県有地の整備促進を実施します。

市町は、空港を活用した地域間交流の促進、県及び運営権者と連携した空港周辺の賑わいを創出を実施します。

運営権者等は、セールスプロモーションや民間連携による就航促進及び利用促進、空港本体部の運営、施設の更新や修繕を含む維持管理、空港西側県有地の段階的開発を実施します。

3 主な取組

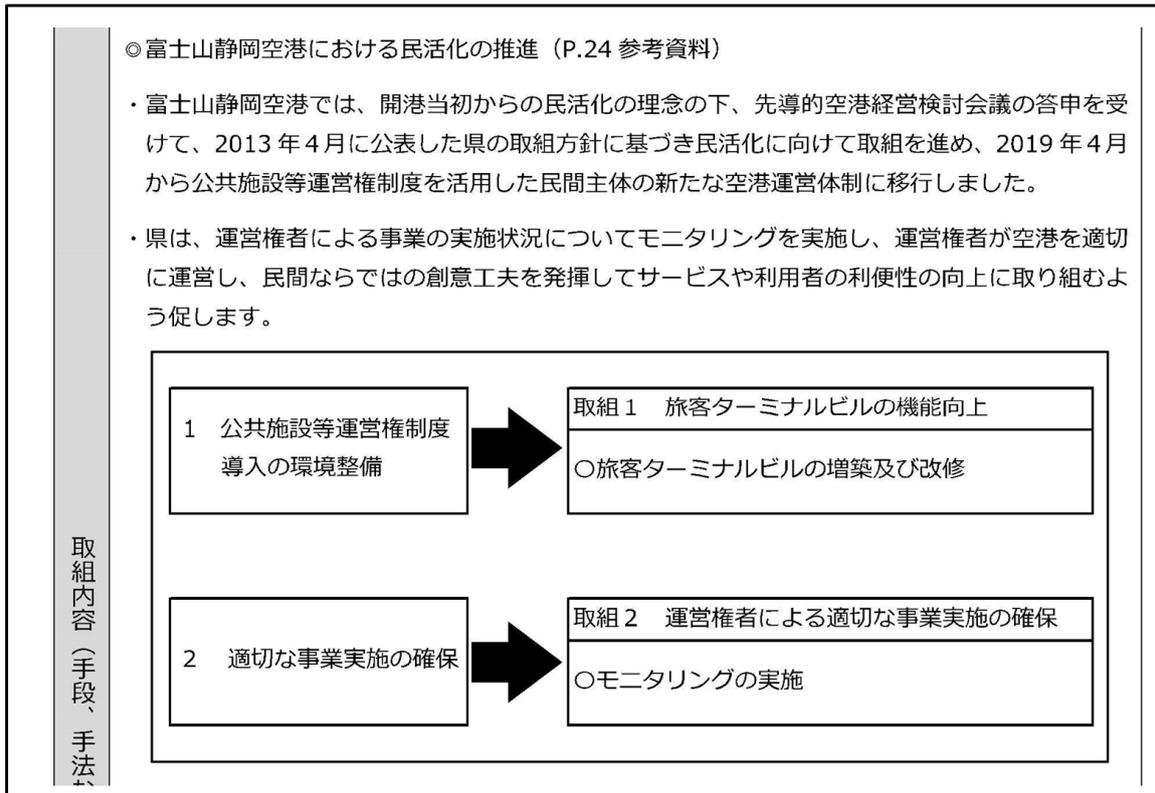
視点 1 空港の民営化と適切な業務履行の確保

取組②	空港の機能と利便性の向上	担当課名	空港管理課
目的 (何のために)	公共施設等運営権制度を活用した新しい運営体制の下で、県と運営権者が連携し、競争力の高い富士山静岡空港を実現します。県は、モニタリングを実施して運営権者が空港を適切に運営し、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促します。		

次に13ページをご覧ください。

それでは、主な取組について説明します。

公共施設等運営権制度を活用した新しい運営体制のもとで、県と運営権者が連携し、競争力の高い富士山静岡空港を実現します。県は、運営権者が空港を適切に運営し、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促します。



取組事例についてご紹介します。

富士山静岡空港では、開港当初からの民活法の理念の下で取組を進め、2019年4月から公共施設等運営権制度を活用した民間主体の新たな空港運営体制に移行しました。

県は、運営権者のモニタリングを実施し、運営権者が空港を適切に運営し、民間ならではの創意工夫を発揮してサービスや利用者の利便性の向上に取り組むよう促しています。

富士山静岡空港旅客ターミナルビル



写真は、富士山静岡空港旅客ターミナルビルです。

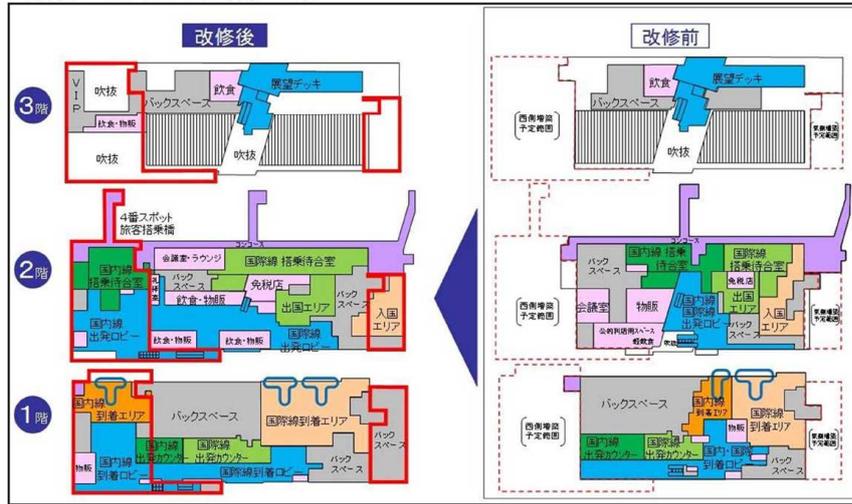
取組 1 旅客ターミナルビルの機能向上

<概要>

・県は、複数航空機が同時期に離着陸しても十分対応できる規模・機能や、利用者目線でおもてなしや多彩なサービスを提供できる機能を確保するため、旅客ターミナルビルの増築・改修を行いました。

<内容>

旅客ターミナルビルの増築・改修



次に14ページをご覧ください。

県は、複数航空機が同時期に離着陸しても十分対応できる規模・機能や、利用者目線でおもてなしや多彩なサービスを提供できる機能を確保するため、旅客ターミナルビルの増築・改修を行いました。

項目	増築・改修後	増築・改修前
延べ床面積	全体 18,217 m ²	12,093 m ²
ピーク時 受入可能便数	国際線 1時間3便 国内線 30分2便	国際線 1時間1便 国内線 30分2便
旅客搭乗橋	4基（4番スポット増設）	3基（1～3番）
飲食・物販	約 1,747 m ² （延床面積の約 10%）	610 m ² （延べ床面積の約 5.0%）
ムスリム対応	礼拝室男女別2室	—
県産材使用量	約 228 m ³ 、0.037 m ³ /m ² 原木換算約 1,700 本	(参考) 方材 163 m ³ 、0.015 m ³ /m ² 軽龍 940 m ³ 、0.070 m ³ /m ²



新設フードコート「FSZ」



県産材を利用した新しい国内線出発ロビー

増築や改修により、延べ床面積は約1.56倍に増え、国際線も1時間に3便受け入れ可能になりました。
また、飲食・物販店が延べ床面積の約10%に拡大され、ムスリム対応の礼拝室ができるなど、サービスの向上が図られました。

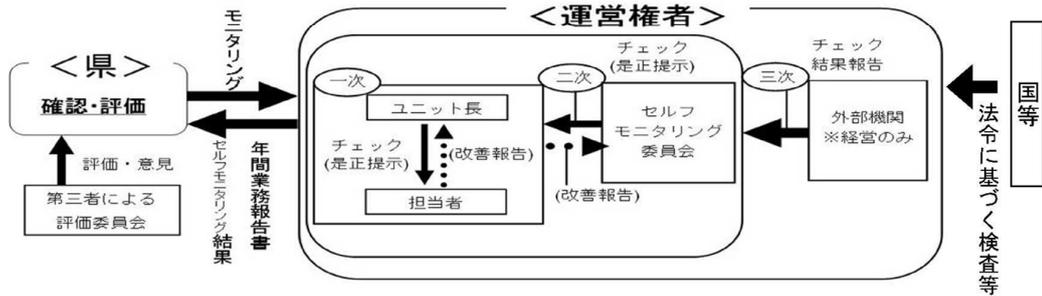
図は改修前後の概要図です。写真は増改築により生み出された新たなサービスです。

取組2 運営権者による適切な事業実施の確保

<概要>

- ・ 県は、運営権者が実施したセルフモニタリング結果や年間業務報告書等を基にモニタリングを実施します。また、運営権者は、法令に基づく検査等を受けています。

(モニタリング概要)



次に15ページをご覧ください。

県は、運営権者が実施したセルフモニタリング結果や年間業務報告書等を基にモニタリングを実施します。また、運営権者は、法令に基づく検査等を受けています。

図のようなチェック体制により、空港の適切な管理が促されています。

<内容>

- ・ 県は、運営権者が要求水準を充足しているか、適切な経営を行っているか、計画に基づき適切な更新投資を行っているか、提案内容の実現に向けて取り組んでいるかを確認しています。
- ・ 2020 年度（2019 年度事業）は、運営権者からのヒアリングや現地調査を実施した後、外部有識者で構成される「富士山静岡空港特定運営事業等評価委員会」の意見を聞いた上で、評価結果をとりまとめました。

（2019 年度事業の評価結果）

区分	モニタリングの観点	評価結果
要求水準の充足	要求水準を充足し、安全・安心な空港運営や適切な施設の維持管理、サービス向上に取り組んでいるか	適切に実施している
経営	各種の財務指標が妥当であり、適切な経営を行っているか	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるが、財務健全性などに問題はみられない
更新投資	要求水準を充足し、計画に基づき適切に更新投資を実施しているか	適切に実施している
任意事業	要求水準を充足し、提案内容の実現に向けて取り組んでいるか	適切に実施している

県は、運営権者が要求水準を充足しているか、適切な経営を行っているか、計画に基づき適切な更新投資を行っているか、提案内容の実現に向けて取り組んでいるかを確認しています。

2020 年度は、運営権者からのヒアリングや現地調査を実施した後、外部有識者で構成される評価委員会の意見を聞いた上で、評価結果をとりまとめました。表は2019年度事業の評価結果です。

(富士山静岡空港特定運営事業等評価委員会の意見)

- ・新型コロナウイルス感染症は今後の経営に大きな影響を与えることから、県と対話をしながら、今後の対応を検討していただきたい。
- ・環境変化を受け、計画段階でのコスト削減等による経営戦略をもって取り組んでいただきたい。
- ・第2種旅行業登録は新しい試みであり、旅行商品企画等の取組に期待したい。
- ・国際線の欠航・運休が長期化することを考慮した財務計画等を検討していただきたい。
- ・中部横断自動車道開通を見据え、山梨県との産業連携の施策を検討していただきたい。

評価委員会の意見では、新型コロナウイルス感染症への今後の対応に関する
こと、コスト削減等に関すること、旅行商品企画等の取組に期待していること、
国際線の欠航・運休が長期化することを考慮した対応に関すること、中部横断自動車道開通を見据えた山梨県との産業連携に関する事などが挙げられました。

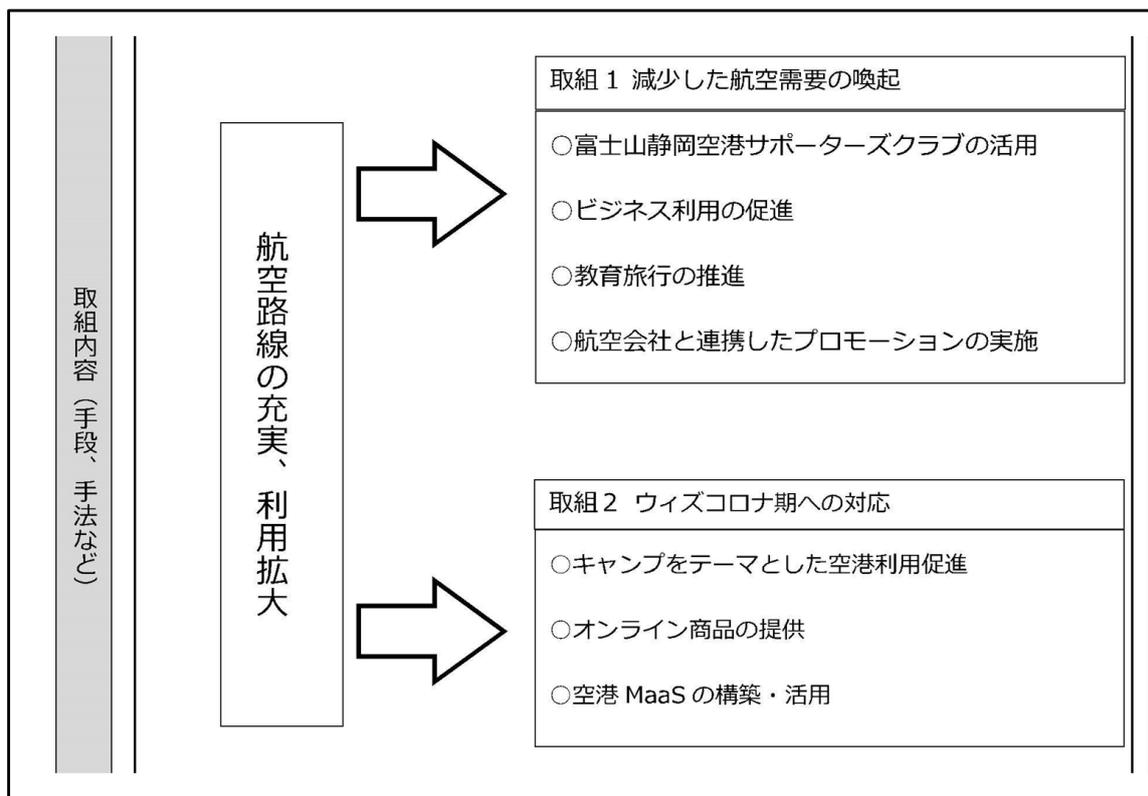
視点2 交流を支える航空ネットワークの維持・強化

取組②	航空ネットワークの充実と 利用拡大	担当課名	空港振興課
目的 (何のために)	国内外との交流拡大や県内経済の活性化を図るため、富士山静岡空港の航空路線の充実と利用拡大に向けた取組を進めます。		
	◎航空路線の充実と利用拡大 (P.27 参考資料) 県、運営権者である富士山静岡空港株式会社、富士山静岡空港利用促進協議会の三者が目標等を共有し、三者が連携して、それぞれの資源や強みを活かした取組を進めて、航空ネットワークの拡充、利用拡大を図ります。また、ビジネスや教育旅行等の底堅い需要の取込やウィズコロナ期における新しい旅行形態へ対応した取組を進め、空港の利用拡大を図ります。		

次に16ページをご覧ください。

主な取り組みの二つ目です。

国内外との交流拡大や県内経済の活性化を図るため、富士山静岡空港の航空路線の充実と利用拡大に向けた取組を進めていきます。



取組事例について、説明します。

県、運営権者、富士山静岡空港利用促進協議会の三者が連携して、航空ネットワークの拡充、利用拡大を図ります。

また、減少した航空需要の喚起に向けて、ビジネスや教育旅行等の底堅い需要の取込や、ウィズコロナ期における新しい旅行形態へ対応した取組を進め、空港の利用拡大を図ります。

取組1：減少した航空需要の喚起

<概要>

富士山静岡空港の就航路線の需要喚起を図るため、航空会社や富士山静岡空港利用促進協議会等と連携して、個人客やビジネス客、教育旅行の利用を促進します。

次に、17ページをご覧ください。

富士山静岡空港の就航路線の需要喚起を図るため、航空会社や富士山静岡空港利用促進協議会等と連携して、個人客やビジネス客、教育旅行の利用を促進します。

(1)富士山静岡空港サポーターズクラブの活用

個人や少人数グループの利用拡大を図るため、富士山静岡空港利用促進協議会と連携し、富士山静岡空港サポーターズクラブを活用した情報発信やキャンペーン等を実施します。

【富士山静岡空港サポーターズクラブ】

富士山静岡空港利用促進協議会が、富士山静岡空港の利用気運の醸成や利用促進を図るため、個人を対象とする会員組織を設置

- 設 立 2009年2月
- 入会金・年会費 無料
- 会員資格 携帯電話やパソコンのメールアドレス保有者を対象
※ メールアドレスのない者も準会員として登録可能

○会員特典

- ・空港に関する情報提供
(ツアー情報、就航先最新情報、イベント情報等をメールで配信、週1回程度)
- ・会員限定イベント
航空会社と連携した会員向け特別ツアー、キャッシュバックキャンペーン、会員を対象としたイベントへ参加等
- ・協賛店(37店舗)によるサービス
県内や就航先の協賛店で会員証提示等により代金の10%引きなど各種サービス

- 会 員 数 46,838人(うちメール会員36,335人)

年度	2016	2017	2018	2019	2020
総会員数(人)	44,411	44,934	45,750	46,124	46,838
(メール会員)(人)	(34,819)	(35,031)	(35,390)	(35,724)	(36,335)

個人や少人数グループの利用拡大を図るため、富士山静岡空港サポーターズクラブを活用した情報発信やキャンペーン等を実施します。

富士山静岡空港サポーターズクラブは、富士山静岡空港の利用気運の醸成や利用促進を図るための、個人を対象とした会員組織です。

(2) ビジネス利用の促進

富士山静岡空港利用促進協議会（以下「促進協」）の構成団体の協力の下、説明会や企業訪問等を通じてビジネス利用を働き掛けると共に、促進協の企業サポーターズクラブへの入会の促進を図ります。

特に、県東部及び西部地域については、他空港利用からの転換促進を重点的に取り組みます。

【企業ビジネスサポーターズクラブ】

富士山静岡空港利用促進協議会が、富士山静岡空港の安定的な利用拡大を図るため、企業等を対象にビジネス利用を目的とした会員組織を設置

- 設 立 2011年12月
- 対 象 日本国内のすべての法人（地方公共団体等、公的な機関を除く）
- 条 件 富士山静岡空港の積極的な活用・PRとアンケート調査等への理解・協力
- 年会費等 入会金及び年会費は無料
- 特 典 ビジネスサポートキャンペーン（四半期を1期として実施）
 - ア 出張等での空港利用 往復4,000円（1会員1期 上限30,000円）
 - イ 就航先からの乗継利用 往復2,000円加算（1会員1期 上限15,000円）
 - ウ 東部・西部企業の利用 往復2,000円加算（1会員1期 上限15,000円）
- 会 員 数 1694法人

年度	2016	2017	2018	2019	2020
会員数(法人)	1,266	1,450	1,569	1,649	1,694

また、富士山静岡空港利用促進協議会の構成団体の協力のもと、説明会や企業訪問等を通じてビジネス利用を働き掛けると共に、企業サポーターズクラブへの入会の促進を図ります。企業サポーターズクラブは、富士山静岡空港の安定的な利用拡大を図るための、企業等を対象にビジネス利用を目的とした会員組織です。

(3) 教育旅行の推進に向けた取組

富士山静岡空港利用促進協議会と連携し、学校等に対して修学旅行などの教育旅行の働き掛けを行います。

静岡空港を利用した教育旅行数

2016		2017		2018		2019		2020	
校数	人数								
71	4,842	74	5,071	66	4,471	67	4,584	30	1,833

①教育旅行利用促進事業費補助金（利用促進支援事業費）

学生を対象に、教育旅行を実施した学校へ補助金を交付します。

区分	対象及び補助要件	補助額・補助率	備考
利用補助	教育旅行において富士山静岡空港を利用した場合	2,000 円/人（往復）	片道のみ利用の場合は、2分の1
加算補助	①コース（目的地）を3つ以上に分割	1,000 円/人（往復）	利用補助に上乗せして補助 ①②③それぞれに該当する場合は、補助金額を合算 ①②の片道のみ利用の場合は、2分の1
	②分便	1,000 円/人（往復）	
	③空港への借り上げバス費用 100 千円を超える部分	補助率 1 / 2 （上限 50 千円）	

※ 教育旅行周遊チャーターは片道 1,000 円の補助対象

次に18ページをご覧ください。

富士山静岡空港利用促進協議会と連携し、学校等に対して修学旅行などの教育旅行の働き掛けを行います。

表をご覧ください。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、静岡空港を利用した教育旅行数は大幅に減っています。

また、補助金の交付により、利用促進を促しています。

例えば、学生を対象に、教育旅行を実施した学校へ補助金を交付したり、

②教育旅行臨時便・機材大型化補助金	
区 分	内 容
補助対象	航空会社
補助内容	一着陸につき 臨時便：120 千円 機材大型化： 80 千円

一学年全体（200～300 人）での移動を可能とする教育旅行のために、臨時便又は定期便機材の大型化を実施した航空会社に対し、補助金を交付します。

(4) 航空会社等と連携したプロモーションの実施

- ・新型コロナウイルス収束後の対策（アウト・イン）として、航空会社と連携した旅行需要の喚起や各種誘客促進策を継続して取り組みます。
- ア 旅行需要の喚起
 - ・特設サイト「空旅でGO！」の開設
 - ・就航先の自治体等と連携した来静キャンペーンの実施
 - ・県内・就航先における各種メディア及びキャラバン隊による情報発信
- イ 誘客促進による路線支援
 - ・静岡路線を利用する旅行商品に対する販売支援金
- ウ キャンペーンの実施
 - ・県内観光施設等で使用できる割引クーポンの配布（SHIZUIOKA PASSPORT）等
- エ ファムトリップの実施
 - ・メディアを対象とした本県内観光地ファムトリップの実施
 - ・エージェントを対象とした本県内観光地ファムトリップの実施

教育旅行臨時便に対する航空会社への補助金の交付などを行っています。

併せて、新型コロナウイルス収束後の対策として、航空会社と連携した旅行需要の喚起や誘客促進策に継続して取り組みます。

特設サイト「空旅でGO！」の開設、就航先の自治体等と連携した来静キャンペーンの実施、静岡路線を利用する旅行商品に対する販売支援金、県内観光施設等で使用できる割引クーポンの配布、メディアやエージェントを対象とした本県内観光地ファムトリップの実施などを行っています

ファムトリップとは、海外の旅行関係者やメディア関係者を観光の担当者が自らの地域へ招待して観光情報を提供し、旅行商品、旅行情報として取り上げてもらうよう働きかけることです。

取組2：ウィズコロナ期への対応

<概要>

ウィズコロナ期を見据え、開放・分散・非接触など、新しい生活様式や旅行形態に対応した需要喚起策を進めることにより、利用者の利便性向上を図ります。

(1) キャンプをテーマとした空港利用促進

ウィズコロナ期において3密を回避した開放型ツーリズムが求められる中、野外活動であるキャンプに着目し、富士山静岡空港を活用した誘客と県内周遊観光を促進します。

ア キャンプをテーマとしたアニメとの連携

- ・キャンプをテーマとしたアニメのモデル地マップ、県内キャンプ場マップの作成
- ・キャンプをテーマとしたアニメと本県との連携を紹介するウェブサイトの作成
- ・富士山静岡空港等におけるパネル展の実施
- ・富士山静岡空港の航空路線利用者を対象としたレンタカーキャンペーンの実施
- ・富士山静岡空港におけるラッピングレンタカーの貸出
- ・就航地における本県の取組の周知広報
- ・メディアにおける本県の取組の広報（新聞、ラジオ、テレビ、メールマガジン、SNS）

次に19ページをご覧ください。

ウィズコロナ期を見据え、開放・分散・非接触など、新しい生活様式や旅行形態に対応した需要喚起策を進めることにより、利用者の利便性向上を図ります。

3密を回避した開放型ツーリズムが求められる中、野外活動であるキャンプに着目し、キャンプをテーマとしたアニメとの連携や、

イ キャンプ場紹介サイト「キャンプライフ in しずおか」の開設

- ・県内キャンプ場の情報をまとめたウェブサイトを開設し、情報発信
- ・メディアにおける本県の取組の広報（新聞、テレビ、メールマガジン、SNS）

【「キャンプライフ in しずおか」 URL】

<https://camplife-in-shizuoka.jp/>



キャンプ場紹介サイト「キャンプライフ in しずおか」の開設など、富士山静岡空港を活用した誘客と県内周遊観光を促進します。

(2) オンライン旅行商品の提供

特設サイト「空旅でGO!」を開設し、富士山静岡空港の就航地の魅力（観光地、宿泊施設、飲食店等）や旅行会社のツアー情報を掲載することにより機運醸成を図っています。

【「空旅でGO!」URL】

<http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/soratabi/>



(3) 空港 MaaS (Izuko) の推進

富士山静岡空港と伊豆地域を結ぶ観光型 MaaS「Izuko」（フェーズ3）の実証実験に、空港アクセスバス静岡線が参加し、デジタルチケットによる利便性向上を推進しています。

また、特設サイト「空旅でGO!」を開設し、オンライン旅行商品を提供することで、富士山静岡空港の就航地の魅力や旅行会社のツアー情報を掲載することにより機運醸成を図っています。

併せて、富士山静岡空港と伊豆地域を結ぶ観光型MaaS「Izuko」の実証実験に、空港アクセスバス静岡線が参加し、デジタルチケットによる利便性向上を推進しています。

MaaSとは、ICT（情報通信技術）を活用して、マイカー以外のすべての交通手段による移動を1つのサービスとしてとらえて、途切れなくつなぐ新たな「移動」の概念です。

視点 3 空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組

取組③	空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進	担当課名	空港管理課
目的 (何のために)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者と連携し、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進し、富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展につなげます。 		
	<p>◎富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備 (P.28 参考資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展に向け、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進するため、ゾーニングや土地利用イメージを「富士山静岡空港西側県有地活用方針」として取りまとめ、2020年10月に公表しました。 ・今後、関心を示した民間事業者から意向調査を行って民間活力による整備を促進していきます。 		

次に20ページをご覧ください。

主な取り組みのみっつ目です。

運営権者と連携し、民間活力を活用して空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進し、富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展につなげます。

取組事例を紹介いたします。

富士山静岡空港と空港周辺地域の更なる発展に向け、民間活力を活用して富士山静岡空港と空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を促進するため、ゾーニングや土地利用イメージを取りまとめ、2020年10月に公表しました。

今後、関心を示した民間事業者から意向調査を行って民間活力による整備を促進していきます。

【富士山静岡空港パース 西側県有地】

取組内容
(手段、手法など)



西側県有地の
計画的整備



取組 富士山静岡空港西側県有地活用方針に沿った土地活用

○富士山静岡空港西側県有地活用方針の取りまとめ

写真は富士山静岡空港の西側県有地を望むパースです。

取組：富士山静岡空港西側県有地活用方針に沿った土地活用

○ 富士山静岡空港西側県有地活用方針

(1) 目指す姿

- ・新たな価値や交流を生み出し、日本をリードする「山の洲 くに 富士のくに 富士の国の空の玄関」となることを目指しています。2021年度には中部横断自動車道の開通が見込まれており、広域的な経済圏となる山の洲（中部地方）の主要な交流拠点として、また交通ネットワークの結節点として、空港の機能を更に高めるとともに、交流や賑わい、創造や発信の機能の拠点化を図り、地域の魅力向上につなげるため、空港西側県有地を活性化していきます。
- ・公共施設等運営権制度導入後10年が経過した2030年代前半を目標時期としています。

次に21ページをご覧ください。

富士山静岡空港は、新たな価値や交流を生み出し、日本をリードする「山の洲（くに）富士の国の空の玄関」となることを目指しています。

令和3年度には中部横断自動車道の開通が見込まれており、広域的な経済圏となる中部地方の主要な交流拠点として、また交通ネットワークの結節点として、空港の機能を更に高めるとともに、交流や賑わい、創造や発信の機能の拠点化を図り、地域の魅力向上につなげるため、空港西側県有地を活性化していきます。

取組内容 (手段、手法)	(2) コンセプト
	・次に示す3点をコンセプトとして掲げています。
	① 地方空港のフロントランナーとして世界に飛躍 機能や魅力を高めることで、国内外のより多くの方から選ばれ、飛躍する空港 (多様な路線でつながる国際空港、ビジネスジェットやヘリコプターの本拠地)
	② 日本をリードする新たな価値を創造 ヒト、モノ、情報が集まり、様々な出会いや価値、防災力が生み出される空港 (交通ネットワークの結節点、物流や情報発信の拠点、広域防災拠点)

③ クリエイティブな人材や新技術により活力を創出
 空港という場の力を生かし、次代を担うヒトやモノで活力を生み出す空港
 (周辺施設と連携した航空人材育成拠点、新技術を活用したスマート空港)

コンセプトとして、「地方空港のフロントランナーとして世界に飛躍」、
 「日本をリードする新たな価値を創造」、「クリエイティブな人材や新技術
 により活力を創出」の3つを掲げています。

ど

(3) ゾーニング

- ・目指す姿及びコンセプトを基に、航空法による高さ制限など土地利用の際の制約条件を踏まえ、富士山静岡空港に期待される機能を整理して6つのゾーンを設定しました。

【6つのゾーン範囲】

参考資料

【視点3】 空港周辺の新たな価値や交流を生み出す取組 6つのゾーン範囲 を参照

また、目指す姿及びコンセプトを基に、航空法による高さ制限など土地利用の際の制約条件を踏まえ、富士山静岡空港に期待される機能を整理して6つのゾーンを設定しました。

取組内容（手段、手法など）	【6つのゾーンの区分・面積・考え方】				
	区分・面積	考え方	整備主体※		
			県	運	民
	エアフロントゾーン (14.8ha)	空港機能を強化・補完する場 ・ 空港基本施設及び旅客ターミナルビルに近接した区域 ・ 運営権者等と連携し空港機能の強化・補完や空港との一体利用による集客を図る区域 (整備例) エプロン、格納庫、貨物ターミナル、ホテル等		○	○
	地域活性化・次世代育成ゾーン (5.1ha)	地域と連携した活力創出や次世代育成の拠点 ・ 制限表面（進入表面、転移表面）下であるが一定の高さが確保できる区域（8m～20m程度） ・ 空港や周辺施設を生かし地域活性化や次世代育成につながる事業展開を期待する区域 (整備例) 航空従事者等教育施設、集客施設（体験型商業施設）			○
	防災ゾーン (12.3ha)	空港と連携した災害応急対策活動等の受入拠点（大規模な広域防災拠点） ・ 進入表面下で高さの制約がある区域（5m～10m程度） ・ 大規模な広域防災拠点として非常時に空港施設と連携して利用する区域 (整備例) 原子力防災センター（整備済）	○		○
	自然エネルギーゾーン (6.7ha)	土地の有効活用によるエネルギー循環（脱炭素社会へのシステムづくり）の場 ・ 進入表面下で高さの制約があり道路と未接続な区域（5m～10m程度）及びその周囲の小規模区域 ・ 自然エネルギーを創出する場として利用する区域 (整備例) 太陽光発電施設			○
	アウトドアゾーン (11.4ha)	既存地形や周辺自然環境を生かしたライフスタイルを実現する場 ・ 進入表面下の高さ制限が厳しく、施設設置が困難な地すべり防止区域（2～8m程度） ・ 地形を生かした利用にとどめる区域（最低限の施設設置） (整備例) ティーテラス、グランピング、オフロードコース等			○
	交通結節ゾーン	交通ネットワーク結節点（ふじのくにのゲートウェイ）	○		○

※整備主体欄の「運」は富士山静岡空港の運営権者、「民」は民間事業者を想定しています。

次に22ページをご覧ください。

6つのゾーンは、空港機能を強化・補完する場としての「エアフロントゾーン」、地域と連携した活力創出や次世代育成の拠点としての「地域活性化・次世代育成ゾーン」、空港と連携した災害応急対策活動等の受入拠点としての「防災ゾーン」、土地の有効活用によるエネルギー循環・脱炭素の場としての「自然エネルギーゾーン」、既存地形や周辺自然環境を生かしたライフスタイルを実現する場としての「アウトドアゾーン」、交通ネットワーク結節点としての「交通結節ゾーン」があります。

取組については以上になります。

4 主要事業

事業名	重点項目	2021 予算額(千円)
就航・海外交流促進事業費	航空路線の維持・確保に向けた航空会社への支援	697,600
空港定期便拡充促進事業費	富士山静岡空港利用促進協議会が行う利用促進活動に対する支援	174,596
空港西側県有地利用促進事業費	民間事業者の意向聴取及び意向を踏まえた公募条件の整理 ほか	10,000
空港施設整備事業費	滑走路端安全区域の調査、設計及び仮設工事 ほか	1,238,910
	その他取組を含めた合計	3,173,940

次に23ページをご覧ください。

最後に、主要事業についてです。
これらの事業により、施策を進めています。

背景に関する説明は以上になります。

令和3年度“ふじのくに”土民協働 施策レビュー 意見提出シート

第 班 名前： _____

- 1 テーマとなっている施策に関し、あなたが連想するキーワード3つを以下に記載してください。

--	--	--

- 2 施策の説明等を踏まえ、ご自身と施策とのかかわりについて記載してください。

--

- 3 その他、感想等に記載してください。

--

施策レビューでは、参加いただく皆様に、御担当いただく施策に関して連想するキーワード等を事前にお伺いしています。

キーワードを3つ、「意見提出シート」に記載いただき、返信用封筒で御返送くださるようお願いいたします。

説明は以上になります。御視聴ありがとうございました。